

法改正で介護保険施設利用料は?

十月から介護保険施設などの利用料が変わるということですが、負担額などはどうなるのか教えてください。
（介護保険受給者）

(介護保険受給者)

居住費、食費個人負擔仁



が自己負担となります。

二回は食費です 食
材料費と調理費相当が自
己負担となります。

各施設が設定 検討を

が軽減されます。
該当する方は「介護保
険負担限度額認定証」を
市町村（保険者）から交
付してもらい、施設の窓
口に提出する必要があり

ます。手続きについては、お住まいの市町村にお聞
い合わせてください。

なお、居住費、食費は各事業所、施設によってそれぞれ具体的に設定されていますので、その内容およびサービスの水準などを十分に検討された上、施設、事業所を利用されてはと思います。

【答】これまで介護療養型施設の利用者の見直し内容の一つ目は減されることになつておられます。すなわち世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けたおられる方の場合には、所得水準に合わせて三段階に区分し、居住費（滞在費）、食費の負担

トム、老人保健施設、介護施設（特別養護老人ホーム）から給付されていた居住費（滞在費）であり、居住費などが、原則的に利用者の自己負担となります。その対象となる方および見直しが行われる費用ですが、①介護保険施設（通所介護）、デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）の利用者の水費相当、その他については室料と光熱水費相当

居室は多床室、従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室の四つに区分されます。多床室（相部屋）については、光熱水費相当、その他にい

県医師会